

静岡県産業教育振興会備品運用委員会規定

(名 称)

第 1 条 この会は静岡県産業教育振興会備品運用委員会（以下「運用委員会」という）。

(目 的)

第 2 条 運用委員会は静岡県産業教育振興会備品運用細則（以下「運用細則」という）に基づき企業より中古機機類の譲渡または寄贈をうけた産業教育関係高校について、その円滑な利用を図り、産業教育関係高校生の技術・技能の向上を図ることを目的とする。

(業 務)

第 3 条 運用委員会は前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 譲渡希望の募集
- (2) 査 定
- (3) 希望調査
- (4) 分 配
- (5) その他の目的を達成するための必要な業務

(組 織)

第 4 条 運用委員会は次の委員をもって組織する。

- (1) 工業高校校長 3 名（東中西各 1 名）
- (2) 農業高校校長 1 名
- (3) 商業高校校長 1 名
- (4) 静岡県教育委員会担当指導主事 1 名
- (5) 実業団体代表 1 名

第 5 条 委員は毎年定期総会に選出され、任期は 1 年とする。但し重任をさまたげない。

第 6 条 運用委員会は次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

第 7 条 役員は委員の互選による。

第 8 条 運用委員会の事務局は静岡県教育委員会におく。但し、当分の間は事務局を別に定める。

第 9 条 運用委員会に査定会をおく。

第 10 条 査定会の組織、業務は運用細則においてこれを定める。

(役員 of 業務)

第 11 条 委員長は運用委員会を代表し会務を総理する。

第 12 条 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職を代行する。

(会 議)

第 13 条 運用委員会の会議は必要に応じ開催する。

第 14 条 会議は委員長が招集する。

第 15 条 会議の議長は委員長がこれにあたる。

(委 任)

第 16 条 この規程は定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1. この規程は昭和 60 年 6 月 6 日より施行する。
2. 平成 9 年 5 月 30 日一部改正